

議事に関するご質問・回答(資料2)

■第2次草津市障害者計画の実施実績について

施策分野		所属評価	ご質問	回答
施策1	障害者福祉センター管理運営事業 [啓発事業分]	B	<p>・障害者計画の事業と障害福祉計画、障害児福祉計画の事業の関連はどうなっていますか。全然別物ですか。全て障害者計画に含まれているのでしょうか。また、これらの計画は一本化できないのでしょうか。</p> <p>全体として</p> <p>・昨年度の策定会議でも議論になりましたが、障害者福祉計画の各目標を達成するための方法として、現事業がふさわしいのか、そのアウトプットが目標達成につながっているのか、を、「見える化」することが必要です。医療計画等は、ロジックモデル等の考えを用いた計画策定評価が行われていますが、上位目標に対する目標の紐づけ、その中で事業の位置づけを明確にして評価してはどうでしょうか。</p> <p>・「令和元年度実績」記載内容と「令和2年度実績」記載内容が全くの同一(コピペ)であり、さらに「令和2年度取組予定」記載内容と「令和3年度取組予定」記載内容も全く同一(コピペ)です。こういうことが皆無とは言えませんが、年度ごとの評価をするということと、その評価に基づいた年度ごとの取組予定を記載するという目的に適合していないと思います。同じ内容や表現の部分はあってよいと思いますが、何か令和2年度の特徴を少しでも記載するべきではないでしょうか？</p>	<p>・「草津市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取り組みを示す計画であります。</p> <p>「草津市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「草津市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画であります。</p> <p>「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。</p> <p>上記のとおり根拠となる法律が異なることから、それぞれで計画を策定する必要があるものです。</p> <p>・取組予定と実績の記載内容につきまして、現在は同じ取組内容・同じような実績であれば、全く同じ記載になっている箇所が多くなっております。来年度以降につきましては、同じ取組内容・実績であったとしても、当該年度の特徴等があれば、書き加えるよう改善に努めます。</p>
	各種団体活動費補助金事務	B	各団体の活動状況はどのようなものでしょうか。	コロナ禍により、中止、縮小、方法変更等余儀なくされた事業等も見受けられましたが、各団体において様々な工夫をされながら活動をされていました。
	障害者福祉推進事務	B	「地域協議会」とは具体的に参加者も含め、どのようなものなのでしょうか。	障害者差別解消支援地域協議会は、関係機関が地域の実情に応じた障害を理由とする差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークの構築を目的に設置されるも協議会であり、差別解消法第17条第1項において国や地方公共団体にて組織できるものとされていますが、現在、本市では協議会の設置はしておらず、設置についても現在未定です。
施策2	障害者虐待防止対策支援事業	B	<p>・障害者虐待防止センターはどこに設置するのですか。</p> <p>・可能であれば、「通報」や「相談」の件数を実績に記入してください。</p> <p>・一時保護をする場所はどこで、誰が対象者を看るのでしょうか。</p>	<p>・障害者虐待防止センターは障害福祉課内に設置しています。</p> <p>・令和2年度の通報実績は9件です。</p> <p>・被虐待者を有資格者によって支援する一時保護場所を確保していますが、場所の公表は被虐待者保護の観点からできません。</p>
施策3	総合相談事業、妊娠出産包括支援事業	B	「令和元年度実績」記載内容と「令和2年度実績」記載内容を比較検討して、「令和3年度取組予定」に何か加えることはないでしょうか？年度ごとの事業実績に基づいて評価し、その年度の評価を基に次年度の取組予定を考えるという目的から考えると、年度によって実績内容が相違するにもかかわらず、新たな取組内容が前年と全く同一であるというのは、本評価表の意図とは異なると思います。もちろん、実績の変化が生産数などの自然増減に起因する(本項目にあるような実績数値を記入されているのは良いと思います。)とか、事業内容の大枠としては同一であるとかの理由で、所内で検討の結果、事業実績は異なるもの全く同じ取組内容を相違する年度に書くことはあると思います。ゆえに、必ずしも問題であるとまでは言えないと思いますが、できれば実績の変化に基づく新たな取組内容が書かれるとより良いとは思っています。	来年度の取組予定の記載内容について、前年度の事業実績の変化を踏まえたものによるよう改善に努めます。
施策4	障害者福祉センター管理運営事業 [精神サロン分] 湖南地域地域活動支援センター事業 [精神サロン分]	B	サロンにはどれくらいの人数が集うものなのでしょうか。	障害者福祉センターの精神サロンの参加者数はR2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施回数が少なかったことから102人でしたが、H31年度は287人、H30年度は285人でした。また、湖南地域地域活動支援センターのサロンについては、R2年度は74人、H31年度は111人、H30年度は93人の参加がありました。
	草津市スクールソーシャルワーカー配置事業	B	3人のソーシャルワーカーで対応できているのでしょうか。悩む保護者が望む相談の対応はちゃんとできているのでしょうか。	今年度は、昨年度と比較し県配置1名分の対応時間が増加したことに加え、2学期以降に小学校1校、中学校1校にスクリーニングアシスタントという形でSSWの配置を追加を行うことができました。各校の担当SSWだけでなく、SSW同士連携し保護者の相談に対応しているところです。年々増加する学校不応等等の問題に対応するために、今後増員を検討していきます。
施策5	救急医療情報システム運営負担金事務	B	このシステムは障害児者医療に対応できるものなのでしょうか。	障害児者医療に対応できるかどうかは医療機関により異なりますので、詳しくは直接医療機関へお問合せください。
	健康診査事業	C	健診の数字は障害者数ですか。	受診者数は市民全体のものであり、障害者だけではありません。

## 議事に関するご質問・回答(資料2)

### ■第2次草津市障害者計画の実施実績について

施策分野		所属評価	ご質問	回答
施策6	障害者福祉センター管理運営事業	B	・基幹相談支援センターの充実を図っていただき、総合的な相談支援体制の充実の力を入れていただければ幸いです。 ・困っている障害特性に対して相談できる、専門性を熟知した相談員さんを配置してください。	様々な障害特性に対して専門的な対応や相談支援を行う人材として、令和2年度から基幹相談支援コーディネーターを配置しております。主な業務としては、相談支援に関する助言や同行支援等のサポート業務、相談支援従事者等の人材育成、地域資源の開発・強化に取り組んでおり、医療的ケアや行動障害のある方をはじめ、専門的な支援が必要な方が安心して相談することができるよう、引き続き、相談支援体制の整備と相談員の能力向上を図ります。
	発達支援センター運営事業〔障害児相談支援分〕	B	医ケアコーディネーターは機能していますか。医ケアのない重心も対象とされましたが一向に連絡が来ません。	医療的ケアコーディネーターについては相談支援の専門性の向上と関係機関との連携を進めるため、令和3年度に研修会に参加し様々なケースに対応できるよう資質の向上に努めております。今後は、子育て相談センターや相談機関と連携しながら対象児を把握し相談支援を進めてまいります。
	相談支援機能強化事業	B	具体的な相談例や項目ごとの件数の記載が出来ないでしょうか。	相談内容は多岐にわたるため、項目ごとに管理はしていませんが、障害者等からの様々な相談に対し、必要に応じて障害福祉サービス利用援助や情報の提供等を行っています。
施策7	訪問系サービス給付事業	B	ヘルパーの人材不足が更に進んでおり、然るべき支援を受けたくても受けることができないため、人材確保の策を講じてください。	福祉従事者の人材不足については、障害福祉分野において重要な課題であると認識しております。この点について、滋賀県障害者プラン2021では、障害福祉分野における外国人材の活用や、介護ロボットの導入等への支援や賃金改善に向けた取組の促進など、多様な人材層の参入促進と、職場定着支援および人材育成を重点的取組として位置づけられています。当市としましては、生活介護事業所の不足や、特に強度行動障害者の受入れが難しい事業所が多いことから、障害福祉サービスの安定的な提供体制の確保と、強度行動障害者の受入れを促進するために、市内にある生活介護事業者が、強度行動障害支援に関する研修を受講する職員の代替職員を雇った場合、当該人件費を助成する制度を設けております。今後につきましても引き続き、滋賀県障害者プラン2021にある具体的な取組等について注視していきながら、当市としてできる対策等について研究していきたいと考えています。
	日中活動系サービス等給付事業〔就労関係以外〕	B	短期入所のできる事業所(グループホーム内)は増えてきているのでしょうか。また増えた事業所での利用状況はどうでしょうか。	今年度に当市に開所したグループホームは現時点では2ヶ所であり、2ヶ所ともに短期入所を利用できる事業所になっております。また、新たにグループホームの開所を検討される法人等には、短期入所事業の併設について検討するようお願いしております。
施策9	24時間対応型利用制度支援事業	B	・湖南圏域に頼るのではなく、市独自のセーフティネット場所を確保してください。 ・セーフティネットの重要性、草津市に設置を希望する。	緊急時の受け入れについては湖南圏域の課題であり、本市のみでは活用できる社会資源に限りがあることから、湖南圏域4市で連携して、地域全体を支える体制を構築するための協議を行っています。
	子育て支援事業	B	障害児家庭においてファミサポの周知があまりされていないような気がします。パンフレットはもらえるのでしょうか。	制度については、草津市子育てガイドブックに制度概要等を載せており、HPからも確認できます。草津市子育てガイドブックについては、子育て支援センターや各地域まちづくりセンターで配布しています。また窓口に来られた方に必要に応じて案内しております。
施策10	国民年金手続等事務	B	年金支払い能力のない方に免除申請が可能であることがあまり周知されていないように感じます。	免除申請制度につきましては、草津市HPに掲載し、また窓口にチラシを設置することで周知を図っております。
	重度障害児(者)訪問看護利用助成事業	B	現在訪問看護を利用しているが、助成があることは知らなかった。仕組みがわからない。	当該事業は、医療行為(経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等)を常時必要とする方が、学校長から訪問教育により教育対応を行うことと決定された児童等で、現に健康保険法(大正11年法律第70号)による訪問看護を利用しており、かつ、要医療的ケア児童生徒学習支援事業(滋賀県の事業)の校外学習における看護師派遣の対象となっている場合に対象となるものです。助成の対象となる経費は、助成対象者が居宅等で訪問看護師による医療行為を受けた場合の必要経費(交通費を除く。)とし、算定に当たっては、健康保険の給付相当額および自己負担額として、助成対象者が直接訪問看護事業者を支払った額です。
施策11	湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業	B	グループホーム自体が全く足りないという声をよく聞きますが、どれくらい足りないなど把握されているのでしょうか。	具体的な人数は調査しているところですが、湖南地域障害児・者サービス調整会議で生活介護やグループホームの利用希望者が多いことが報告されており、またPTAや各団体等からの施設整備に関する要望も多いため、需要に対し供給が追い付いていない状況であると認識しております。グループホームについては、昨年度に3か所の整備があり、社会資源は着実に増加していますが、障害特性による事業所の受け入れ体制等により、希望が叶わないケースもあることから、引き続き整備促進を図ってまいりたいと考えております。
	障害支援区分認定事務	B	件数が減少しているのはなぜでしょうか。	審査件数については、新たに障害支援区分を取得する新規の方、3年の有効期間が満了する更新の方、有効期間中に区分を見直す変更の方があり、更新が必要な方が多い年は審査件数も多く、更新が必要な方が少ない年は審査件数が少ないという特徴があります。このことから、令和2年度については令和元年よりも更新の方が少なく、全体としての審査件数も少なくなったものと考えます。なお、更新の方については、例年全体の7割程度の数を占めます。

議事に関するご質問・回答(資料2)

■第2次草津市障害者計画の実施実績について

施策分野		所属評価	ご質問	回答
施策12	発達支援センター運営事業	B	計画書を作成するための業務になっている様に感じています。支援を繋ぐだけでなく、子どもの発達、障害特性に悩む親の相談所となってほしい。	障害児相談支援では、主に保護者のニーズに応じて福祉サービスの利用にかかる相談支援を行っておりますが、子どもの発達や障害特性にかかる対応についても相談支援できるよう取り組んでまいります。必要に応じて、保護者相談や発達相談等の担当者とも連携し、相談支援の充実を進めてまいります。
施策15	障害児通所給付事業[放課後等デイサービス分]	B	一人の子が利用できる施設の数や2、3事業所に限定するなどして利用できる人を増やしたほうが良いのではないかと。	児童の障害程度や家庭の状況等に応じて、サービスの支給量を市が決定しておりますが、契約する事業所の数を限定することは考えておりません。
	日中一時支援事業[障害のある子ども分]	B	子ども受け入れの日中一時事業所を増やしてください。	市と契約を締結している事業所は、令和3年10月末時点において65事業所あります。このうち、児童の受け入れを行っている事業所は43事業所あり、登録事業所数も含め、子ども受け入れ可能な事業所は毎年増加している状況であります。
施策16	障害者福祉センター管理運営事業[余暇活動事業分]	B	子ども向け事業は少ないです。あまり利用される方はいないかもしれませんが、地域の方とも関わり共生社会を促す様な余暇活動を行うことはどうでしょうか。	草津市立障害者福祉センターでは、毎年度アンケートを実施しており、教養文化講座については、満足・やや満足と感じている方が全体の96.1%を占めており、他事業の中でも評価を頂いている事業となっておりますが、「自分のやりたいことがなかった」という意見も頂いていることから、今回、頂いた御意見も指定管理者と共有をし、研究してまいりたいと思います。
	社会参加促進事業	B	運動会以外にも事業を増やすことはできませんか。	現在はいきいきふれあい大運動会のみですが、今後実施できる事業があるかどうか検討してまいります。
施策19	障害福祉推進事務[災害時要援護者登録制度分]防災対策事業	B	障害児者における「災害時避難計画」県が推進している「滋賀モデル」を草津市においても早い段階で進めてください。	「滋賀モデル」につきましては、今年度、大津市・高島市がモデル地域として取り組んでおり、今後、県においてモデル地域の取り組み結果を検証した上で、全市町へ展開される予定となっておりますため、県の動向を注視してまいりたいと考えております。
	障害者相談員活動事業	B	身体障害者相談員の障害内訳はどうなっていますか。	肢体不自由7名、心臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害2名、聴覚障害1名、視覚障害1名、音声・言語機能障害1名です。
	障害者福祉センター管理運営事業[交流事業分]	B	ふれあい交流サロンが、その地域の障害児者と民生委員との繋がりを作る機会にはどうでしょうか。児者障害が全て一緒だと参加しにくいでしょうか。	草津市立障害者福祉センターで毎年度実施しているアンケートで、交流サロンについては、「障害や事情を理解していただける方たちの中での参加なので安心できる」、「一つのことを皆ででき、交流できることが楽しい」という感想があるほか、「毎週・隔週で実施してほしい」という要望も頂戴しております。今回、頂いた御意見と施策16(障害者福祉センター管理運営事業[余暇活動事業分])で頂いた御意見と合わせて指定管理者と共有をし、研究してまいりたいと思います。